



Vol.148

# トクちゃん新聞

3月号

ジムに行かないと、  
たちまち  
プニョプニョ!



令和2年3月6日発行

株式会社繁盛会計  
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19  
サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: [info@ft-tax.com](mailto:info@ft-tax.com)

## ◆ 新型コロナウイルスをキッカケに

徳野



新型コロナをキッカケにいろいろ考えさせられてます。状況をどう捉えて、何を優先させてどう行動するか、ということリーダーとして瞬時に決定していく必要がありますね。

ぼんやりイメージしていたフレックス制度やテレワークについて、ある意味今回強制的に踏み切られました。通勤時の混雑を避ける目的で、7時～16時、10時～19時勤務も奨励する形にしました。細かな微調整は必要ですが**明るいうちに帰宅**できることは**多様な働き方のとっかかりとしては象徴的なこと**だと感じています。テレワークは、PC環境としては可能な状況ですが、セキュリティ対策等、運用上のルール整備が必要です。



飲食事業や民泊事業など、すでに直接的に影響を受けているご商売はもちろん、ほかのご商売にも徐々に影響が出てくると想像されます。各省庁から施策が次々と出ています。**My Komom の経営サポートのコーナー**に「**新型コロナウイルス感染症対策関連情報**」の**リンク集**がありますのでご参考にしてください。資金繰りは、大幅に業績が悪化する想定で**練り直し**していただくのがよいと思います。**この難しい局面をなんとか乗り切りましょう**。ご不安あれば早めに弊社担当にご相談ください。

## ◆ 新型コロナウイルスに関する中小企業・小規模事業者支援

北岡



毎日のように報道されております今般の**新型コロナウイルスの流行**ですが、経済産業省が、その影響を受ける、またはその恐れがある**中小企業・小規模事業者**を対象に経営環境整備対策として**相談窓口を設置**いたしました。

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構及び各地方経済産業局等に「**新型コロナウイルスに関する経営相談窓口**」を設置し、中小企業・小規模事業者からの経営上の相談を受け付けております。

また中小企業・小規模事業者の**資金繰り支援**として、通常の保証枠とは別枠の「**セーフティネット保証4号・5号**」や、融資要件が緩和された日本政策金融公庫による「**セーフティネット貸付**」といった施策も講じられております。



今般の新型コロナウイルスの流行により資金繰り等にご不安を感じられておられる方はまずは弊社担当者にご相談下さい。

## ◆ 宣伝したい商品のパンフレットありませんか

廣島



弊社では、弊社のお客様同士がマッチングする場合、ご紹介ができれば良いなと思っております。(もちろん、ご紹介料はいただいておりません。念のため書き添えておきます。)

そこで、もし宣伝したい商品のパンフレットがありましたら、担当者にお渡しください。すぐにお客様には繋がらないかもしれませんが、どこでどういうニーズがあるか分かりませんので、少しの可能性としてお預けいただければと思います。

また、リフォームしたいとき／弁護士などの専門家をお探しの時／何かの講師を探されているとき／HP作りたい時などに、お知り合いが居られないときは、是非弊社にご相談ください。“徳野会計のお客様さま”という、ゆるーい繋がりでありますが、安心してご依頼いただけるのではないかと思います。



## ◆ 税務スケジュール(3月)



3月10日(火)

・2月分源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

3月31日(火)

・個人事業者の消費税の確定申告・納税  
【4月16日(木)まで延長】  
・1月決算法人 法人税・消費税の確定申告・納税  
・7月決算法人 法人税・消費税の予定申告・納税  
・4月・7月・10月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告

○個人の方  
3月16日(月)

・前年分所得税の確定申告・納税【4月16日(木)まで延長】  
・個人の都道府県民税・市町村民税の申告  
【4月16日(木)まで延長(大阪市・神戸市・京都市 など)  
申告期限は地域によって異なりますので、それぞれの自治体へご確認ください】  
・国外財産調書・財産債務調書の提出  
・前年贈与税の申告・納税【4月16日(木)まで延長】

【所得税・個人消費税の振替納税】

所得税: 4月21日(火)  
消費税: 4月23日(木)

振替日も延長が決定  
3月6日現在、日には未定です

## ◆ 「単語の登録」機能の活用 ～定型文をラクして入力！～



皆さまは、PCで文章を作成される際に「いつもお世話になっております」というような定型文を毎回打つのが面倒、とお思いになったことはないでしょうか？  
そのような時は、Windowsに標準搭載されている「**単語の登録**」機能が活用できます！

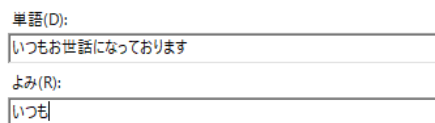
### ■ 使い方

- ①登録したい単語をドラッグで選択した状態で、**Ctrl+F10**を押します。
- ②(図1)のようなメニューが現れるので、「**単語の登録**」を選択します。
- ③「単語の登録」ダイアログボックスが出てきます。(図2)のように、「**よみ(R)**」欄に登録したい省略形の単語を入力します。

(図1)



(図2)



- ④「**登録**」ボタンを押せば、単語の登録は完了です！  
「いつも」と入力して、変換するだけで「いつもお世話になっております」という文章が現れます。

変換の難しい苗字等も、登録すると便利です。ぜひお試しください。

## ◆ 4月から65歳以上の従業員からも雇用保険料の徴収が必要になります



2017年1月1日より、それまで雇用保険の適用除外となっていた**65歳以上の従業員も雇用保険の適用対象**となりました。  
65歳以上の雇用保険被保険者である「**高齢被保険者**」は、2020年3月まで会社負担分および従業員負担分ともに雇用保険料が**免除**されています。

**この免除は2020年3月31日までとなりますので、4月1日からは雇用保険の被保険者となっている全従業員から雇用保険の徴収が必要となります。**

【！】以下2点にご注意ください【！】

1)4月の給与計算では、**現在免除となっている従業員からも雇用保険料を控除してください。**

※給与計算ソフトなどをご利用の事業所様は設定をご確認ください。

2)65歳以上の従業員について、**被保険者資格の取得の手続きが漏れていないかをご確認ください。**

手続き未済の場合は手続きをお願いいたします。



## ◆ スタッフより

久美



娘と料理教室に通い始めて、1年が経ちました。  
最大の目的は「**娘の戦力化**」でした...

現実、そんなに甘くないです。

娘に料理教室の**復習をしていただく**時は、私は完全に助手。

食材、調理器具の手配から、調理のお手伝いと、もしかしたらいつもより大忙し。

それでも、一緒に調理する時間はとても楽しいです。

戦力化はもう少し先かもしれないけど、しばらくこの楽しい時間を大切にしたいな、と思います。



## ◆ クイズ

岩佐



ワンストップ特例制度からのクイズです。

地域の特産物が返礼品として届き、税金が控除されるふるさと納税はすっかりお馴染みになりました。税金の控除には確定申告が必要ですが、次の条件を満たしていれば申告は不要です。

★ふるさと納税以外に申告がない給与所得者

★年間のふるさと納税の寄附先が5自治体以内  
寄附先の自治体に特例制度の利用申し出をします。

それが**ふるさと納税ワンストップ特例制度**です！

利用するためには、自治体へ特例申請書と各種書類を郵送する必要があります。自治体の受付期限は？

●答え **寄附の翌年1月10日(必着)**です。

※申請は寄附の回数だけ必要です。

